# 総合事業実施に伴う 鹿屋市介護予防ケアマネジメントに関する 行動指針

令和5年3月

鹿屋市保健福祉部高齢福祉課

# 目次

1	自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて	•	•	•	F	P 1
	(1)事業内容	•	•	•	F	٦ 1
	(2)介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方	•	•	•	F	٦ 1
2	介護予防ケアマネジメントの類型と考え方	•	•	•	F	2
•	中长の手順				_	
3						9 4
	(1)介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認 (3)其ます。 ・					5
	(2)基本チェックリストの実施 (2)会議予防セスフネジメント体語					5
	(3)介護予防ケアマネジメント依頼 (4)介護予防ケアマネジメント利用の手続き					9 6 9 6
	(4)介護予防ケアマネジメント利用の手続き (5)介護予防ケアマネジメント					
	(5)介護予防ケアマネジメント	•	•	•	۲	6
4	報酬(単価、加算)、支払			•	F	9
-	(1)単価及び加算					9
	(2)介護予防ケアマネジメントに関する予防給付と総合事業の関係					- 10
	(3)サービス事業費の日割りについて					<b>-</b> 10
	(4) 住所地特例の方の取扱について					P 12
5	介護予防ケアマネジメント実施における関連様式一覧					<b>-</b> 13
	様式1 基本チェックリスト					P 14
	様式2 基本チェックリストについての考え方					P 15
	様式3 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書					
	様式4 興味・関心チェックシート					19
	様式5 利用者基本情報					20
	様式6 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)					22
	様式フ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録					23
	様式8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表				-	24
	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に係る関連様式例記載要領	•	•	•	۲	25
6	鹿屋市地域ケア会議について				F	32
J	(1)地域ケア会議の目的					32 32 -
	(2)地域ケア会議の5つの機能					32 32 •
	(3)地域ケア会議の体系図					- 33
	(4) 自立支援型地域ケア個別会議について					33

#### 1 自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントについて

#### (1) 事業内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者の基準に該当した者(以下、「事業対象者」)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)のほか一般介護予防事業や市町村の独自政策、NPOや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織、シルバー人材センター等、多様な事業主体により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### (2)介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

#### ~ (中略) ~

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

(引用)介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援 事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号)

目標はあくまでも利用者が住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、生活課題の改善のために必要なサービスを利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。

この考え方は、介護保険法でも法の理念として謳われている。

### 【介護保険法】

#### 第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が<u>尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む</u>ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉のお仕事増進を図ることを目的とする。

#### 第2条(介護保険)

- 1 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は、施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ<u>自立した日常生活を営むことができるように配慮</u>されなければならない。

(略)

#### 第4条 (国民の努力及び義務)

1 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態等となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

#### 2 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状況や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、利用者の状況に応じて実施する。

表1 介護予防ケアマネジメントのプロセス				
	◆以下のサービスを利用する場合は、従来の予防給付と同様のプロセスを実施する。			
①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマ ネジメント)	<ul> <li>①アセスメント</li> <li>②ケアプラン原案作成</li> <li>③サービス担当者会議</li> <li>④利用者への説明・同意</li> <li>⑤ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】</li> <li>⑥サービス利用開始</li> <li>⑦モニタリング(1回/3月)</li> <li>※必要に応じてサービスの変更</li> <li>⑧評価</li> </ul>			
②ケアマネジメントB(簡略化した介護予防ケアマネ ジメント)	<ul> <li>◆サービス担当者会議を省略しケアプランを作成する。モニタリング時期は、間隔をあけて必要に応じて設定する。</li> <li>・訪問型サービスA</li> <li>①アセスメント</li> <li>②ケアプラン原案作成</li> <li>③利用者への説明・同意</li> <li>④ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】</li> <li>⑤サービス利用開始</li> <li>⑥モニタリング(間隔をあけて必要に応じて)</li> </ul>			

◆初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントプロセスを実施する。

# ★プロセス

①アセスメント

「本人の状況」、「本人の生活の目標」、「維持・改善すべき課題」、「その課題の解決への具体的対策」、「目標を達成するための取組み」等を確認する。

②ケアマネジメントの結果を本人に説明

※ケアマネジメントの結果は、本人の同意を得てケアマネジメント結果を送付するか、本人に持参してもらう等の方法でサービス提供者と共有する。

※短期集中予防サービスは事業終了後、事業者の評価に基づき、 再度アセスメントを行う。

- ★ケアプランは作成しないが、介護予防サービス・支援計画書(1)(2) には、アセスメントに基づく上記①の項目について記載する。
- ※ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業や民間事業のみの利用となり、その後のモニタリング等を行わない場合については、「健康アップ教室」と「口腔教室」のアセスメント等のプロセスに対してのみ、ケアマネジメント開始月分のみ事業によるケアマネジメント費が支払われる。

③ケアマネジメントC(初 回のみの介護予防ケアマネ ジメント)

※ケアマネジメントCについては、鹿屋市では令和5年3月まで取り扱っていない。

#### 3 実施の手順

介護予防ケアマネジメントを開始するに当たっては、利用者が要支援者であること又は、事業対象者として鹿屋市に登録されることが必要であるため、窓口での対応も含めて以下の手順として実施する。

#### (1) 介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認

来所者の意向の確認後、パンフレット等を用いて総合事業、要介護認定等の説明を行う。 総合事業のみの利用希望に対して、要支援認定結果の有無を確認後、対象者確認票による基本チェックリストの実施対象者に該当するかどうかを確認する。

### (2) 基本チェックリストの実施

基本チェックリストの記入内容が、「事業対象者に該当する基準」に該当するかどうか確認する。

#### (3)介護予防ケアマネジメント依頼

利用者より介護予防ケアマネジメント依頼の届出を受け、サービス事業対象者の旨を記載した被保険者証の交付。

# (4) 介護予防ケアマネジメント利用の手続き

地域包括支援センターが利用者宅を訪問して運営規定等を説明して同意を得た上で、介護予防ケアマネジメントを開始する。

#### ア アセスメント (課題分析)

利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施する。

# イ ケアプラン原案 (ケアマネジメント結果) 作成

利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援すると共に、その後の利用者への関 わりの必要度合いにより、介護予防ケアマネジメントプロセスの類型を決める。

#### ウ 自立支援型地域ケア個別会議

多職種から生活課題の解決や自立支援に資する助言を受け、必要な修正を加える。

エ サービス担当者会議 (ケアマネジメントB、ケアマネジメントCの場合を除く)

#### ト 利用者への説明・同意

プランの内容について、利用者・サービス提供者等と共通認識を得て、必要な修正を加え、 ・原案を決定する。

#### カ ケアプラン確定・交付(ケアマネジメント結果交付)(利用者、サービス提供者)

利用者に交付すると共に、サービス提供者にも交付する。

#### キ サービス利用開始

- 各サービス提供者よりサービスを実施。

#### ク モニタリング (給付管理) (ケアマネジメントCの場合を除く)

サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。

利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者から状況を聴取。

利用者宅への訪問によるモニタリングは、ケアマネジメントの類型により、その実施及び間 帰が異なる。

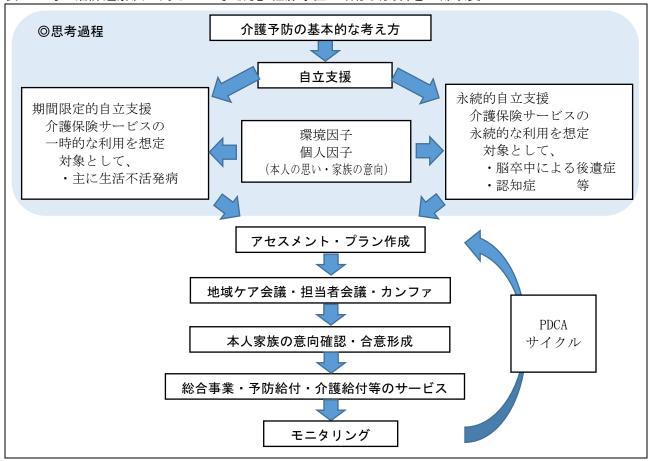
### ケ 評価 (ケアマネジメントCの場合を除く)

評価期間終了時、ケアプランの目標が達成されたか評価し、ケアマネジメントの類型変更も含めて、今後の方針を決定する。

#### 【参考】生活課題の解決に向けたケアマネジメントについて

介護サービスは、あくまでも「自立した日常生活」を送る目的のために、手段として「利用する」ものであり、要介護状態が改善することは、自立した日常生活の幅が拡がることにつながる。自立支援型ケアマネジメントは、「自立した日常生活」を実現するために必要なサービス・支援を高齢者(利用者)につなぐ手法のことで、一例として、表2のようなサイクルをたどる。

#### 表2 『生活課題解決に向けての考え方』佐藤孝臣 研修会資料を一部改変



#### 【手順の詳細】

#### (1) 介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認

#### ●総合事業の説明(相談)

相談の目的や希望するサービスを聞き取るとともに、総合事業の趣旨と手続きを説明する。基本 チェックリストを実施し、事業対象者としてサービス利用開始後も介護認定申請が可能であること も説明する。

#### 総合事業の趣旨

- ①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態等からの自立の促進や重度化予防の推進を図る事業であること。
- ②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組んだ上で、目標達成の後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくこと。

(引用:介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて)

このとき、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等申請の案内を行う。

#### (2) 基本チェックリストの実施

利用者が総合事業のサービス事業の利用を希望する場合、要支援認定の有無、または要支援認定 を受けていない者については、対象者確認票で基本チェックリスト対象かを確認し、基本チェック リストの記入により、事業対象者の基準に該当するかどうかを確認する。(様式1、2参照)

要支援者又は事業対象者の基準に該当した者については、地域包括支援センターが利用者宅を訪問して介護予防ケアマネジメントを行うために、利用者の情報を地域包括支援センターに伝える旨を説明し、理解を得ること。また、サービス事業対象者の情報を速やかに地域包括支援センターに送付すること。

サービス事業利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に出向いて行う。ただし、

本人が来所出来ない(入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等)場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取る。その場合の基本チェックリストの活用については、本人や家族が行ったものに基づき、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター等が本人の状況を確認するとともに、事業の説明等を行い、適切なサービスの利用につなげる。

第2号被保険者については、特定疾病に起因して要介護状態等になっていることがサービスを受ける前提となるため、要支援の認定を受けることにより、サービス事業を受けることができる。

基本チェックリストを実施して行うサービスの区分の振り分け結果に不服がある場合、基本チェックリストは、基本的に質問項目の趣旨を聴きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、相談に来られた方が希望されれば要介護認定等を受けることができること等から、行政処分には当たらないものと整理されるため、行政不服審査法による不服申し立ては適用されない。

#### (3) 介護予防ケアマネジメント依頼

事業対象者の基準に該当した者については、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を記入の上、基本チェックリストと併せて高齢福祉課に提出する。(様式3参照)

この届出に基づいて鹿屋市がサービス事業対象者として登録し、利用者の被保険者証に「サービス事業対象者」である旨を記載した被保険者証を交付する。

介護予防ケアマネジメントの依頼の届出については、委任状は必要なく、利用者本人が自書の上、 家族や地域包括支援センターが代理で鹿屋市に提出することは可能。

#### 表3 届出の有無

区分	居宅サービス計画 作成依頼届出書	介護予防サービス計画作 成・介護予防ケアマネジ メント依頼(変更)届出 書
要介護 → 要支援	_	$\circ$
要支援 → 要介護	$\circ$	_
事業対象者 → 要介護	$\circ$	_
要支援 → 事業対象者	_	$\circ$
事業対象者 → 要支援	_	Ō
要支援(予防給付利用あり) ⇔要支援(予防給付利用なし)	_	_

(関係法令)「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A 【平成27年1月9日版】

#### (4) 介護予防ケアマネジメント利用の手続き

利用に当たっては、サービス事業の運営規定等重要事項を文書で説明し、利用者の同意を得る。電話や利用者以外の者による相談に基づいて介護予防ケアマネジメントの実施につなげるために訪問し、利用者と面接している場合は、その場で利用者に窓口と同様の説明もあわせて行い、同意を得る。

#### (5) 介護予防ケアマネジメント

#### ア アセスメント (課題分析)

利用者の自宅に訪問して本人との面接による聞取り等を通じて行う。

より本人にあった目標設定に向けて「興味・関心チェックシート」なども利用して、本人の趣味活動、社会的活動、生活歴等も聞き取りながら、「~できない」という課題から、「~したい」「~できるようになる」というような目標に変換していく作業が必要である。(様式4参照)

プロセスの中で、利用者本人の生活機能の低下等についての自覚を促すとともに、介護予防に 取り組む意欲を引き出すため、この段階から、本人及び家族とコミュニケーションを深め、信頼 関係の構築に努める。

# イ ケアプラン原案 (ケアマネジメント結果) 作成

#### (目標の設定)

生活の目標については、「表 5 介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例」などを参考にしながら、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が、自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定する。

また、計画に定めた実施期間の間に取り組むことにより、その達成がほぼ可能と思われ、利用 者自身でも評価できる具体的な目標とすることが望ましい。

(利用するサービス内容の選択)

利用するサービスを検討する際は、単にサービス事業の利用のみに限定せず、広く社会資源の情報を収集した上で、家族や地域住民による支援、一般介護予防事業における住民主体の活動や、民間企業の利用も積極的に位置づけ、本人の自立支援を支えるケアプラン原案を本人と共に作成する

サービス事業の組み合わせについては、以下の点にも留意する。

- ▶サービス事業の訪問型サービスと通所型サービスを組み合わせて利用することができる。
- ▶利用回数及び利用時間については、利用者の状況や環境、希望等を勘案して適切な利用回数、利用時間を設定する。
- ➤給付管理については、要支援者が総合事業を利用する場合は、給付に残されたサービスを利用 しつつ、総合事業のサービス(指定事業者のサービス)を利用するケースも想定されることか ら、予防給付の区分支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。
- ➤総合事業の給付管理については、指定事業者によるサービスを利用する場合にのみ行う。その際は、予防給付の要支援1の限度額を目安とする。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作ることが適当であり、例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がると考えられるようなケース等利用者の状況によっては、予防給付の要支援1の限度額を超える(ただし、要支援2の限度額内)ことも可能である。その場合は、評価時期を柔軟に設定し、利用者の状況の変化を把握しながら、適宜利用するサービスの見直しをはかる。

#### 表 4 支給限度額

区分	支給限度額
事業対象者	5,032 単位
要支援1	5,032 単位
要支援2	10,531 単位

更に、ケアプランの実施期間、モニタリングの実施間隔についても利用者とよく相談しながら 設定しケアプラン全体を作成する。

利用者に対して、抽出した課題を丁寧に説明し、理解を得るとともに、ケアプラン原案(ケアマネジメント結果表等)の内容を検討していく中で、利用者の意向も踏まえながら、目標の設定やその達成に向けての取組、利用するサービス、実施期間、モニタリングの実施間隔等を検討し、ケアプラン原案(ケアマネジメント結果)全体を作成する。

# ウ 自立支援型地域ケア個別会議

高齢者の個別課題の解決を目的に、多職種で協同して自立支援のための助言を行い、ケアマネジメントの支援を図る。その後、自立支援型地域ケア個別会議で挙がった意見・助言等を踏まえ、ケアプランの原案について、必要な修正等を適宜行う。

#### エ サービス担当者会議

ケアマネマネジメントAにおいて実施する。

ケアマネジメントBにおいては、サービス担当者会議を省略できるが、ケアプランの変更等を 行ったときは、利用者、サービス実施者ともその内容を共有することが必要である。

#### オ 利用者への説明・同意

#### カ ケアプラン確定・交付(ケアマネジメント結果交付)(利用者、サービス実施者)

サービス担当者会議の内容を踏まえたケアプランについて、利用者及び家族に説明し、同意を 得る。

本人の同意を得て、地域包括支援センターよりケアプランをサービス実施者にも交付する。

#### キ サービス利用開始

# ク モニタリング (給付管理) (ケアマネジメントBの場合を除く)

ケアマネジメントAの場合は、介護予防支援と同様に、少なくとも3ヶ月に1回及びサービス 評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあったときには、訪問して面接する。利用者の 状況に変化のあった場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

それ以外の月においては、可能な限り、利用者の通所先を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施する。 ケアマネジメントBの場合は、利用者及び家族との相談によって設定した時期に、利用者宅を訪問して面接する。

#### ケ 評価

ケアマネジメントA、Bについては、設定したケアプランの実施期間の終了時には、利用者宅を訪問して、プランの実施状況を踏まえて目標の達成状況を評価し、利用者と共有しながら、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定する。

#### (通所型サービス Cの成功報酬について)

- ・鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業(通所型サービスC)の利用者については、利用者がサービス終了後、介護保険サービスを利用せず6ヶ月経過した場合、利用者、サービスC事業者、介護予防ケアマネジメントを行った地域包括支援センターに対して、それぞれ成功報酬金の交付を行う。
- ・サービス終了6ヶ月経過後に、高齢福祉課担当及びケアマネジメントを行った介護支援専門 員により訪問し、6ヶ月間の生活状況等を確認後、地域ケア個別会議で審査を行う。

(関係法令) 鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業 (通所型サービスC) 実施要綱

表 5 介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例

課題	目標
セルフケア	健康:毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動
清潔・整容、排せつの自立、TPO に応じた更衣、	を日々続ける、自分で服薬管理する
服薬管理、健康に留意した食事・運動など	日常生活:起床から就寝まで規則正しい生活リズム
	で過ごす、TPO に応じた身支度をする
家庭生活	家事:炊事・洗濯などを自分でする
日常の買い物、食事の準備、掃除・洗濯・ゴミ捨て	用事:買い物や銀行の用事を自分ですます
などの家事、簡単な家の修理・電球の交換・水やり・	
ペットの世話など	
対人関係	関係:家族と仲良く過ごす、近所の人といい関係で
家族や友人への気配り・支援、近所の人・友人・同	過ごす
僚との人間関係づくりと保持、夫婦・親密なパート	役割:庭の草むしりや孫の世話など家族の用事や世
ナーとの良好な関係保持など	話をする
	他者への支援:誰かの手助けをしたり、相談者にな
	る
主要な生活領域(仕事と雇用、経済生活)	仕事:店番や畑仕事など自営業の手伝いを続ける
自営業の店番・田んぼの見回りなどの仕事、ボラン	活動:地域の奉仕活動に参加
ティアや奉仕活動など人の役に立つ活動、預貯金の	経済生活:預貯金の出し入れや管理
出し入れ	
コミュニケーション	家族や友人との会話や電話、手紙やメールのやりと
家族や友人への手紙やメール、家族や友人との会	りを続ける
話、電話での会話	
運動と移動	外出:週に2回は買い物に行く、展覧会、公園など
自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移動、移動	行きたいところに外出する
にバス・電車・他人が運転する自動車を使用、自分	旅行:家族や友人と2泊3日の旅行に行く
で自動車や自転車を使って移動	
知識の応用(判断・決定)	何か起こったら自分で判断する、自分のことは自分
日常生活に関する内容について、自分で判断・決定	で決める
コミュニティライフ・社会生活・市民生活	交流・参加:自治会のお祭りに参加、老人会の行事
友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候補者を決	に参加、候補者を決めて投票
めて投票、自治会や老人会の年行事・お祭りへの参	楽しみ:趣味の会に参加する、週に1回外出する、
加など	趣味を持つ

(介護予防マニュアル改定委員会(2011.3)「介護予防マニュアル改訂版」三菱総合研究所)

ポイント 目標は、ケアプランに定められた期間で達成可能で、それが達成されたか どうかが具体的にモニタリング・評価できる目標とすることが望ましい。

# 4 報酬(単価、加算)、支払

#### (1) 単価及び加算

種類	項目	開始月	翌月	翌々月	3ヶ月後
原則的な	モニタリング		$\circ$	$\circ$	0
ケアマネジメント	報酬	基本	基本	基本	基本
		438	438	438	438
簡略化した	モニタリング		×	×	0
ケアマネジメント	報酬	基本	<b>&gt;</b>	<b>&gt;</b>	基本
		438	^	^	438

# ①初回加算

現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定できる。

(ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

(イ)要介護者が要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジ メントを実施する場合

ただし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月から、サービス事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことはできない。

#### ②介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者のサービス事業の利用状況の情報提供を行うことにより、当該利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成に協力を行った場合に算定を行うもの。ただし6月いないに当該加算を算定した利用者については算定できない。また、当該加算は、利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができる。

#### (2) 介護予防ケアマネジメントに関する予防給付と総合事業の関係

要介護認定を受け、結果が要支援1・2の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり(国保連支払)、要支援認定を受けていない事業対象者(申請をしていない者や申請をしたが非該当となった者)又は要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が、鹿屋市から支払われることになる。

# ア サービス事業に関する費用の支払

要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、介護給付によるサービス利用開始以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。

イ 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合に は、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

悪ら	更企業認定等の	由語期間由のサー	-ビス利用と費用の関係
77 U	女儿 表放水 来以	' 44 76日 5月1日1 44 ひノ 'ノ 一	こし 入利用で 自用の頂流

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・	全額	給付分は全額自己負担	介護予防ケアマネジ
事業対象者	自己負担	介護予防ケアマネジメントも含めた	メントも含めて、事
		事業分は事業より支給	業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた	介護予防ケアマネジ
		給付分は予防給付より支給	メントも含めて事業
		支給分は、事業より支給	より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた	介護給付サービスの
		給付分は、介護給付より支給	利用を開始するまで
		事業分は、介護給付のサービス利用	のサービス提供分は
		を開始するまでの	事業により支給

#### (3) サービス事業費の日割りについて

介護報酬改定関係資料 資料9より (平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡)

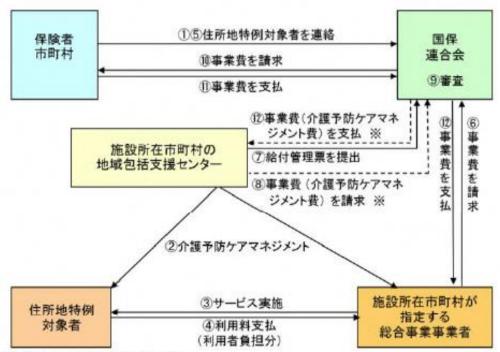
- ○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり
- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定 する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間 (※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

月額報酬対象サービス	月设	金中の事由	起算日※2
		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II )	変更日
		<ul><li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li></ul>	
		<ul><li>・区分変更(要介護→要支援)</li></ul>	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービ	
		ス種類のみ)(※1)	
		• 事業開始(指定有効期間開始)	
		・事業所指定効力停止の解除	
介護予防・日常生活支援総		・利用者との契約開始	契約日
合事業		・介護予防訪問介護の契約解除(月額	契約解除日の翌月
・訪問型サービス(みなし)		報酬対象サービスが、訪問型サービス	
・訪問型サービス(独自)	開	(みなし)、訪問型サービス(独自)	
・通所型サービス (みなし)	始	の場合)	
・通所型サービス(独自)		・介護予防通所介護の契約解除(月額	
シロ毎月長和副の光片して		報酬対象サービスが通所型サービス	
※月額包括報酬の単位とした場合		(みなし)、通所型サービス(独自)	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		の場合) ・介護予防特定施設入居者生活介護又	退居日の翌日
		・介護予防特定施設へ店有生店介護又   は介護予防認知症対応型共同生活介護	巡街日の立日
		(は月暖了)	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の	契約解除日の翌日
		契約解除(※1)	一
		・介護予防短期入所生活介護又は介護	退所日の翌日
		予防短期入所療養介護の退所(※1)	2007111 2 1111
介護予防・日常生活支援総		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II )	変更日
合事業		<ul><li>区分変更(事業対象者→要支援)</li></ul>	
<ul><li>訪問型サービス(みな</li></ul>		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	±11.6/4. A717/2 →
L)		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービ	契約解除日 
・訪問型サービス(独自)		・ザービス事業所の変更(同一ザービ   ス種類のみ)(※1)	
・通所型サービス(みな		^僅類のゲハ(※1)   ・事業開始(指定有効期間開始)	
し) (Xt 点)		・事業所指定効力停止の解除	
・通所型サービス(独自)		・利用者との契約開始	契約解除日
※日毎句括起酬の単点し!		・介護予防訪問介護の契約解除(月額	サービス提供日の前日
※月額包括報酬の単位とし た場合		報酬対象サービスが、訪問型サービス	> ALM H YOUTH
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		(みなし)、訪問型サービス(独自)	
	終	の場合)	
	了	・介護予防通所介護の契約解除(月額	
		報酬対象サービスが通所型サービス	
		(みなし)、通所型サービス(独自)	
		の場合)	
		• 介護予防特定施設入居者生活介護又	入居日の前日
		は介護予防認知症対応型共同生活介護	
		の退居(※1)	2 22 19 11 - 7 -
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の	サービス提供日(通
		契約解除(※1)	い、訪問又は宿泊)の
		· 介護圣陆短期 7 武小廷介護 7 1 4 个进	前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護 予防短期入所療養介護の退所(※1)	入所日の前日
		「別屋別八川源食川 護ツ延別(常1)	

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き、月途中から開始事由がある場合についてはその前日となる。

#### (4) 住所地特例の方の取扱について

住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業については、施設所在市町村が行うものとしている。(介護保険法第115条の45第1項)



※総合事業を実施する市町村の流れ。

※⑧、②の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの 委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は 介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

#### (要支援者)

- ・利用者は鹿屋市の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約を行う。
- ・利用者は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更) 届出を被保険者証を添付して鹿屋市に対して届け出ることより、介護予防支援又は介護予防ケ アマネジメントを通じた事業の利用が可能。

#### (事業対象者)

- ・鹿屋市の窓口に相談があり、聞取りを行った結果、総合事業のサービスを希望された場合、鹿屋市の地域包括支援センターが基本チェックリストにて該当か否かを確認。
- ・基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書及び被保険者証を 鹿屋市に対して届出をすることで、介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能とな る。なお、地域包括支援センターと利用者の間で契約が必要。

# 5 介護予防ケアマネジメント実施における関連様式一覧

- 様式1 基本チェックリスト様式
- 様式2 基本チェックリストについての考え方及び事業対象者に該当する基準
- 様式3 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書
- 様式4 興味・関心チェックシート
- 様式5 利用者基本情報
- 様式6 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)
- 様式7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録
- 様式8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表 (※ 様式5から様式8までを「標準様式例」という)

# 基本チェックリスト

鹿屋

氏名

殿男・女

No.			質問項目			回答 (いずれかにOを お付け下さい)
1	バスや電車で	で1人で外出してい	ますか		0. は	
2	日用品の買物	物をしていますか			0. は	い 1. いいえ
3	預貯金の出し	入れをしていま	すか		0. は	い 1. いいえ
4	友人の家を記	方ねていますか			0. (よ	い 1. いいえ
5	家族や友人の	の相談にのってい	ますか		0. (ま	い 1. いいえ
運動	器関係					
6	階段を手すり	りや壁をつたわら	ずに昇っています	か	0. は	い 1. いいえ
7	椅子に座った	と状態から何もつだ	かまらずに立ち上	がっていますか	0. は	い 1. いいえ
8	15分位続けて	て歩いていますか			0. は	い 1. いいえ
9	この1年間に	転んだことがあり	ますか		1. (\$	い 0.いいえ
10	転倒に対する	る不安は大きいで	すか		1. は	い 0. いいえ
栄養	製係					
11	6ヵ月間で2~	~3kg以上の体重減	少がありましたな	,	1. は	い 0. いいえ
12	身長	cm 体重	kg		В	IM
口腔	2機能関係					
13	半年前に比べ	べて固いものが食	べにくくなりまし	たか	1, ít	い 0. いいえ
14	お茶や汁物等	等でむせることが	ありますか		1. は	い 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか 1.はい 0.いいえ					
閉じ	こもり関係					
16	週に1回以上	は外出しています	か		0. は	い 1. いいえ
17	7 昨年と比べて外出の回数が減っていますか 1. はい 0. いし				い 0. いいえ	
認知	症関係					
18	周りの人から	ら「いつも同じ事を	聞く」などの物忘	れがあると言われる	ますか 1.は	い 0. いいえ
19	自分で電話を	番号を調べて、電	話をかけることを	していますか	0. は	い 1. いいえ
20	今日が何月化	可日かわからない	時がありますか		1, (\$	い 0.いえ
3:	関係					
21	(ここ2週間)	毎日の生活に充実	感がない		1. は	い 0.いいえ
22	2 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった 1. はい 0. いいえ					
23	(ここ2週間)	以前は楽にできて	いたことが今では	はおっくうに感じら	れる 1.は	い 0.いいえ
24	(ここ2週間)	自分が役に立つ人	間だと思えない		1. は	い 0.いいえ
25	(ここ2週間)	わけもなく疲れた	ような感じがする	5	1. は	い 0.いいえ
運	動器の機能	栄養改善	口腔機能	閉じこもり	認知症	うつ
	/ 5	/ 2	/ 3	/ 2	/ 3	/ 5

様式2

# 基本チェックリストについての考え方

# 【共通事項】

- \*対象者には、各質問項目の主旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価するものが行ってください。
- \*期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- \*習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- \*各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

項 目	質問項目	質問項目の趣旨			
No.	20,000	<b>31. 13.</b> 1			
1~	1~5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。				
1	バスや電車で一人で外出しています か	家族等の付き添いなしで、一人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。			
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか(例えば、必要な物品を購入しているか)を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。			
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。			
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話に よる交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。			
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。			
6 ~	10の質問項目は、運動器の機能につ	いて尋ねています。			
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇 っていますか	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているかどうか を尋ねています。時々、手すり等を使用している程度で あれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を上 る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合 には「いいえ」となります。			
7	椅子に座った状態から何もつかまら ずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がって いるかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程 度であれば「はい」とします。			
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋 内、屋外等の場所は問いません。			
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。			

10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主 観に基づき回答してください。
1 1	・12の質問項目は、低栄養状態かど	うかについて尋ねています。
11	6か月で2~3Kg以上の体重減少 がありましたか	6か月間で2~3Kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6か月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長・体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1か月 以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えあ りません。
13	~15の質問項目は、口腔機能につい	て尋ねています。
13	半年前に比べて固いものが食べにく くなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうか を尋ねています。半年以上前から固いものが食べにく く、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」と なります。
14	お茶や汁物等でむせることがありま すか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを 本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づ き回答してください。
1 6	・17の質問項目は、閉じこもりにつ	いて尋ねています。
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態 を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減ってい ますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向に ある場合は「はい」となります。
1 8	~20の質問項目は認知症について尋	ねています。
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」 などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っていても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時があ りますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人 の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分 からない場合には「はい」となります。
2 1	~25の質問項目は、うつについて尋	ねています。
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感 がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでや れていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間 だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

(出典)「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」

# 事業対象者に該当する基準

- ① 様式1の質問項目 No. 1~20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
- ② 様式1の質問項目 No.6~10 までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式1の質問項目 No. 11~12の2項目のすべてに該当
- ④ 様式1の質問項目 No. 13~15 までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式1の質問項目 No. 16 に該当
- ⑥ 様式1の質問項目 No. 18~20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式1の質問項目 No. 21~25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式1の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」 に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BM I =体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) が 18.5 未満の場合をいう。

# 様式3

## 第32号の2様式(第32条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

7 1 10C V 10 V 1	F	ファ・イマッマー 区域 (変叉/ 油田首
		区 分
		新規 • 変更
被保険	者 氏 名	被保険者番号
	п 77 - п	
フリガナ		
		四八笛与
		生年月日
		頼(変更)する介護予防支援事業者
介護予防	iケアマネジメントを依頼	(変更) する地域包括支援センター
介護予防支援事業所名	介	護予防支援事業所の所在地 =
地域包括支援センター名	地	護 ア 防 文 援 事 業 所 の 所 住 地
31 = 312 12 1		
		電話番号
介護予防支援事業所(地域)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	サービス開始(変更)年月日
7 段 7 例 久 版 字 术 / 1 ( 地 ) /		年 月 日
^ 3# → Bb-		
介護予防	支援事業所又は地域包括支	で援センターを変更する場合の理由等
※変更する場合のみ記入し	てください。	
○	<b>翌</b> 7 け介護 3 階 ケア マラミ	ジメントを受託する居宅介護支援事業者
		・/ / / / / で支配する店七月 慶又16 尹未年 アマネジメントを受託する場合のみ記入してください。
然后宅川 護又抜事業有がり	護丁的又族又は川護丁的ク	ノマイングントを支託する場合のみ記八してくたさい。 
居宅介護支援事業所名	居宅介護支	接事業所の所在地 〒
		<b>*</b> ***********************************
		電話番号
	居宅介護支援事業所を	変更する場合の理由等
※変更する場合のみ記入し		
次変更りる場合のみ記八し	( \ /2 & / '0	
鹿屋市長様		
		ター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防
	することを届け出します。	
// 一个/		
年	∃ ∃	
, , ,	1 1	
被保険者に対		電話番号
氏 名		Ham H A
□ 被保	:険者資格 □ 届出の重	直複
□ △##		(地域包括支援センター) 番号
確認欄 口 りき		

介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業所が介護予防支援の提供にあたり、被保険者の 状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見 及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに鹿屋市へ 提出してください。
  - 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず鹿屋市へ届け出てください。届け出がない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
  - 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

様式4

鹿屋

# 興味・関心チェックシート

氏名:	殿	年齢:	歳	性別(男・女)	記入日: <u>R</u>	年 月 日
-----	---	-----	---	---------	---------------	-------

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に〇を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思い当たるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	あ	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙	.,.		
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散步			
孫・子供の世話		0		ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流	ā:	-		編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

生活意欲が低下している高齢者等については、具体的な目標を表明しない場合も少なくありません。 その際、ケアマネジメント等において、高齢者等の興味・関心に気づくヒントを得るためのツールとして興味関心チェックシートを活用し、その方の意欲がわく目標設定の一助としてください。

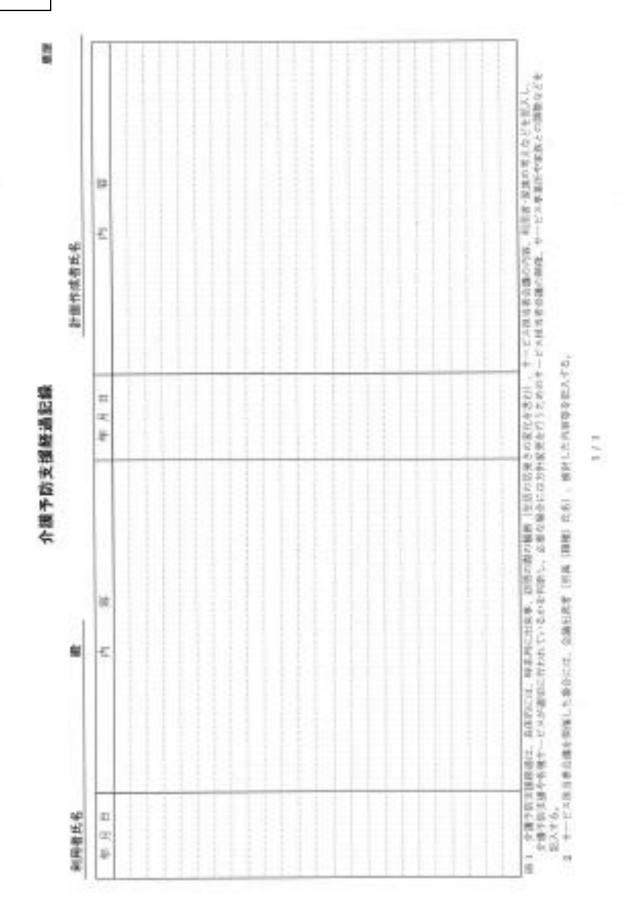
# 利用者基本情報

			们用旧在	544 IF	主义			
《基本情	報》				作成担	当者:		
相談日	年 月	日()	来所・代その他(	電話 ・	訪問	初 回 再来(	前	)
把握経路			本人からの相談からの移行 6					)
本人の状況							)	
フリガナ 本人氏名				男・す	м - т -	S 年	月 日生(	)歳
住所					TE FA			
日常生活	障害高齢者の日	常生活自立	度 自立・Jm	1 · J2	· A 1 · A	2 · B1 · E	32 · C1	· C 2
自立度	認知症高齢者の	日常生活自	立度 自立・ I	·IIa	· Ib ·	Ша•ШЬ•	IV · M	
認定情報	非該当 ・ 要 有効期限:	支1 ・	要支2 · 要介1 ~	・要		介3 ・ 要介 回の介護度	4 ・ 要介 5	5
障害等認定	身障( )・	療育()	・精神()・	難病(	) -	その他(		)
本人の 住居環境	自宅・借家 浴室:有・無 段差の問題: 照明の状況(			所:洋式 才、じゅ		無 )・住宅改化 兄(	多(有・無	)
経済状況	国民年金・厚	生年金・四	章害年金・生活保	護・				
来 所 者 (相談者)			続柄	家	家族構成		G-本人、O-女性 ● 関-死亡、カーキ 生介護者に「主」 耐介護者に「別」	
住 所				族構			(同居家族は〇で	(B)G)
	氏名	続柄	住所・連絡先	ī.				
緊急連絡先					日中独居( 家族関係等の			

# 利用者基本情報

/ A 5# 7 11-1	- 00-	7 wh -05%							1 104			
《介護予防	こ関す	る事項》										
今までの	生活											
											5	
田ケの生	T 4.15			1日0	り生活	・すご	し方				趣味・楽しみ・特技	<u> </u>
現在の生活												
らしを送っ	って											
いるか)												
		時間	1		本人			介護者	・家族	族		
											友人・地域との関係	ξ.
《現病歴・即	既往歷	と経過》	(1	折しいも	ものか	ら書く	· ‡	見在の	状況に	こ関連 3	するものは必ず書く)	
年月日	彩	名		(主治)	療機関 医・意見	·医師  作成者	名針にお	ት)		経過	治療中の場合は	内容
							Tel		;	治療中		
									-	過観察中 その他		
							Tel		_	治療中		
										過観察中		
						-	Tel		_	その他 治療中		
									1. '	過観察中		
						-	Tel		$\overline{}$	その他治療中		
							161			<sup>石坂中</sup> 過観察中		
										その他		
《現在利用	してい	るサーヒ	ごス》	<b>)</b>								
2		公的サー	-ビス	ζ						非公	かサービス	
地域包括支 認定・要支援 利用者基本作 治医その他オ	を援セン 援認定に 青報、ア	/ターが行 係る調査 プセスメン )実施に必	テラミ 上 ウ シ ト シ み き の そ た た た た た た た た た た た た た た た た た た	事業の実 学、介護 シートを な範囲で	施に当 施認居 展 関係す	たり、 査会に 介護する	利用と接続を提売	用者のも る判定を 事業者、 示するこ	大況を 結果を ことに	把握する 意見、だ サービ 同意し	る必要があるときは、 及び主治医意見書と同 ス事業者、介護保険施 ます。	要介護 様に、 設、主
					Æ				E D			£71
					年			<u>B</u>	7.4			印

							<b>수臓予防</b> サ	介護予防サービス-支援計画書						
利用者名	86	行器	認定年月日		90	認定の有效権限	ž		初回・紹介・継続	中無母·桃花器 W	要支援1・3	要支援2 1	地域支援事業	
計画作成者氏名						意託の場合:		計画作成事業者・事業所名及び所在地(連絡先)	(2)					
計画作成(変更)日			(初回作成日		î			招当老英句指文協センタ						
2年1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日								*						
アセスメント領域と 現在の状況		本人・家族の 健僚・原向		銀製における課題(運搬・開困)	物合的職	ならなった 日益と見なみ の指摘	5 具体策についての側向 本人・実験	#8 III	田藤 ロップトの 対数の 光イント	本人等のはかけやを収集した。	対函計画 や確保数 サーバン サーバン計算を総書	4 万至 人	影響	整套
運動・移動について			F.	iii.										
日常生活(家庭生活)について	בסוגב (		ă i	#:	04									
社会参加、対人関係・ コミュニケーションについて	42014		<u></u>	純口	93									
音楽管理について			Ť.	能口										
画家状態についた 口主治医室見着、年	生活機能評価等を指まえた創意点	金額まえた	が発			** 茶油	本来作しくを支援が実際とかない場合    実出な支援の実施に向けたが参	ない場合】		インア茶の館中・維格の職業把水販井: 荷代寺宿中郷	14年 日本語の改善	<ul><li>予路のボイ</li></ul>		
基本チェックリストの(指導した製団組制制) / (製団組制制) をお書き下さい。 基準支援事業の場合は必要な事業プログラムの時代の数字にORをつけて下さい。 「製製 米菓 口間内 閉じこも 物切れ うつ予防 水田 総制 ケア リチ酸 本数	禁生した質問徒 家存着様プログ 米敷	日報)/(集日 ラムの神内の日 日報内 原	(日本日本) を (日本日の日本 日本日の日本 リチ語	は書き下さい。 うけて下さい。 報方れ うつ 予数		部域包括支援 センター	[集集]			計画に関する同意 上記計画について、	同意いたします。	. 0		
中部条件	$\vdash$		-		_	E	(研題的)			at	8	8E		



様式8				П	
104	年月日				] 介護給付 ] 予防給付 ] 介護予防・生活支援サービス事業
	評価日	今後の方針			] 介護給付 ] 予防給付 ] 介護予防・生活ブ - 配か業予にま
	# # #	計画作成有氏名	*		プラン継続 プラン変更 終了
116.0	4	高工 目標達成しない原因 (計画作成者の評価)			ロロロ シン 茶
介護予防支援-サービス評価表		目標達成しない原因(木)・多体の音目)	A PARTINE AND	センター意見	
防支援		野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		地域包括支援センター	
介護予		日極達成状況		理	
	盆				
	利用者名	耳	Π Ķ	総合的な方針	

#### (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に係る関連様式例記載要領)

本様式例は、当初の介護予防サービス計画原案又は、介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)におけるケアプラン原案(以下、「介護予防サービス計画原案等」という。)を作成する際に記載し、その後、介護予防サービス計画又は、介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)におけるケアプラン(以下、「介護予防サービス計画等」という。)の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。

但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

#### 1 「利用者基本情報」

① 「作成担当者名」

利用者基本情報の作成担当者の氏名を記載する。

② 「相談日

初回の相談日で、当該利用者基本情報を作成した年月日を記載する。また、相談の方法として、来所や電話等の種別を記入する。また、初回の訪問か、再来の場合は、前回の相談日がわかれば記載する。

③ 「本人の状況」

利用者本人の現在の居所について記載する。入院または入院中の場合は、その施設名を記載する。

④ 「本人氏名」

利用者氏名及び性別を記載する。介護保険被保険者証と一致していることを確認し、利用者の生年月日と年齢を記載する。

⑤ 「住所」

当該利用者の現在居住している居住地を記載すること。住民票の住所地と異なる場合は、介護保険被保険者証に記載されている住所を記載する。

⑥ 「電話番号」

当該利用者と連絡のとれる電話番号を記載する。

⑦ 「日常生活自立度」

利用者の「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づくそれぞれのランクについて、要支援認定で用いられた主治医意見書の3(1)「日常生活の自立度等について」を参考に、現在の状態に該当するものに○印を付す。

⑧ 「認定・総合事業情報」

利用者の要介護認定等の区分について、「非該当」、「要支援1」から「要介護5」のいずれか を○で囲む。また、認定有効期間と前回の介護度を記載する。

基本チェックリストの記入について、「事業対象者の該当有り」又は「事業対象者の該当なし」のいずれかを○で囲み、記入日を記載する。

⑤ 「隨害者等認定」

障害等の種別について○印で囲む。障害等級等、特記することがあれば空欄に記載する。

⑩ 「本人の住居環境」

該当するものについて〇印で囲む。自室の有無、自室のある場合は自室のある階を記載する。また、住宅改修の有無についても記載する。

「経済状況」

利用者の該当する年金等について〇印で囲むとともに、経済等の状況を記入する。

① 「来所者(相談者)」

来所者または相談者について、氏名を記載する。

① 「住所連絡先」

来所者または相談者の住所、連絡先及び本人の続柄を記載する。

₩ 「緊急連絡先」

緊急時に確実に連絡がとれる電話番号を記載する。連絡先は複数確認することが望ましい。 当該利用者の急変等、緊急に連絡をとる必要がある場合に利用者自宅以外の連絡先を記載す る。また、家族が働いている場合は、携帯電話や自宅の他に家族の職場等確実に連絡がとれる 電話番号を記載する。また、家族が働いている場合は、携帯電話や自宅の他に家族の職場等確 実に連絡がとれる電話番号を記載する。

① 「家族構成」

当該利用者の家族について記載する。介護力を考慮するために、家族の年齢や居住地域も可能な範囲で記載する。現在利用者と同居している家族は○で囲む。当該利用者に関係する家族関係等の状況を欄内の凡例を用い、利用者を中心として家族関係がわかるように図解して記載する。なお、家族関係で特記すべき事項があれば記載する。

①6 「今までの生活」

当該利用者の現在までの生活について、主要な出来事を時間の経過順に記載する。職業や転居、家族史、家族との関係、居住環境などについて記載する。

⑪ 「現在の生活状況 (どのような暮らしを送っているか)」

「一日の生活すごし方」は、起床から就寝までの一日の流れや食事・入浴・買い物仕事や日 課にしていることなど、1日の過ごし方を記載する。上段には、生活全般に関する様子を記入 し、食事や入浴、家事など毎日の決まった生活行為については、下段にタイムスケジュールを 記入する。

のちにアセスメント領域の「日常生活(家庭生活)について」で、この領域をアセスメント することを念頭に必要な情報を記載する。

「趣味や楽しみ、特技」は、以前取り組んでいた趣味や楽しみ、特技も聞き取り記載する。「友人や地域との関係」は、友人や地域との交流頻度や方法、内容を記載する。

⑱ 「現病歴・既往歴と経過」

主治医意見書からの情報や利用者・家族からの聴取をもとに、利用者の主な既往症と治療服薬の状況について時間の経過順に記載する。記入した病気のために服薬等の治療を受けている場合は、「治療中」に○印を付し、治療は受けていないが受診だけはしているという場合は、経過観察中に○印を付す。その他の状況の場合には「その他」に○印を付す。また、要支援者の場合、主治医意見書を記載した医療機関または医師については★印を付す。

① 「現在利用しているサービス」

当該利用者が現在利用している支援について、サービスの種別と利用頻度について記載する。ここでいうサービス・事業は、行政の行う一般施策のような公的なサービスと、ボランティアや友人などによって行われている非公的なサービスを分けて記載する。

② 「個人情報の第三者提供に関する同意」

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、要介護認定、要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業等実施者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意を得る。

### 2 「介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)」

① 「No.」

利用者の整理番号を記載する。

① 「利用者名」

当該介護予防サービス計画等の利用者名を記載する。

③ 「認定年月日」

当該利用者の要支援認定の結果を受けた日を記載する。

④ 「認定の有効期間」

当該利用者の認定の有効期間を日付で記載する。

⑤ 「初回・紹介・継続」

当該利用者が、当該地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者又は当該委託を受けた 居宅介護支援事業者において初めて介護予防ケアマネジメント及び予防給付を受ける場合は 「初回」に、介護予防ケアマネジメントを受けていたが、予防給付を受けるよう紹介された場 合、又は、予防給付を受けていたが、介護予防ケアマネジメントを受けるように紹介された場 合は「紹介」に、介護予防ケアマネジメントを受けており、今後も介護予防ケアマネジメント を受ける予定、あるいは予防給付を現在受けており、今後も予防給付を受ける予定の場合は「継続」に○を付す。

⑥ 「認定済・申請中」

要支援認定について「新規申請中」(前回「非該当」となり、再度申請している場合を含む。)、「区分変更申請中」、「更新申請中であって前回の認定有効期間を超えている場合」は「申請中」に○を付す。それ以外の場合は「認定済」に○を付す。認定を受けていない場合は、○を付さない。

⑦ 「要支援1・要支援2 事業対象者」

被保険者証に記載された「要介護状態区分」あるいは基本チェックリストの結果から総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を『利用する場合は「地域支援事業」に○を付す。

⑧ 「計画作成者」

当該介護予防サービス計画等作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、担当介護支援専門員名もあわせて記載する。

⑨ 「委託の場合:計画作成事業者・事業所名及び所在地(連絡先)」 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを委託する場合は、当該介護予防サービス計 画等作成者の所属する介護予防支援事業者・事業所名及び所在地(住所と電話番号)を記載する。

⑩ 「担当地域包括支援センター」

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを委託する場合に、当該利用者が利用する地域包括支援センター名を記載する。

① 「計画作成(変更)日(初回作成日)」

当該地域包括支援センター若しくは介護予防支援事業者又は当該委託を受けた居宅介護支援事業者において当該利用者に関する介護予防サービス計画等を作成した日を記載する。また、「初回作成日」には、二回目以降の計画作成の場合、初回作成日を記載する。

(12) 「目標とする生活」

利用者が今後どのような生活を送りたいか、利用者自身の意思意欲を尊重し、望む日常生活のイメージを具体的にすることで、利用者が介護予防へ主体的に取り組む動機付けとなる。

この欄には、必要に応じて計画作成者が前記のような支援を行いつつ、利用者にとっては介護 予防への最初の取り組みである「目標とする生活」のイメージについて記載する。

具体的にどのような生活を送りたいかは、一日単位でも、一年単位でも、よりイメージしやすい「目標とする生活」を記述する。漠然としていて、イメージできない場合は、毎日の生活の中でどのようなことが変化すればよいのか、イメージしやすい日常生活のレベルでともに考える。計画を立て終わった時点では、全体像を把握した上で、再度利用者と修正するのは差し支えない。一日及び一年単位の両方記載しなければならないものでなく、また、両者の目標に関係がなければならないものではない。

「一日」は、大きな目標にたどり着くための段階的な目標である場合や、健康管理能力や機能の向上・生活行為の拡大・環境改善など、様々な目標が設定される場合もあり得る。また、利用者が達成感自己効力感が得られるような内容が望ましい。

「一年」は、利用者とともに、生きがいや楽しみを話し合い、今後の生活で達成したい目標を設定する。あくまでも、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントや利用者の取り組みによって達成可能な具体的な目標とする。計画作成者は利用者の現在の状況と今後の改善の可能性の分析を行い、利用者の活動等が拡大した状態を想像してもらいながら、その人らしい自己実現を引き出すようにする。

③ 「健康状態について」

「主治医意見書」(要支援者のみ)、「生活機能評価」「基本情報」等より健康状態について、介護予防サービス計画等を立てる上で留意すべき情報について記載する。

④ 「アセスメント領域と現在の状況」

各アセスメント領域ごとに、日常生活の状況を記載する。

各アセスメント領域において「現在、自分で(自力で)実施しているか否か」「家族などの介助を必要とする場合はどのように介助され実施しているのか」等について、その領域全般について聴取。アセスメントは、基本チェックリストの回答状況、主治医意見書、生活機能評価の結果も加味して行う。

聴取するにあたって利用者と家族の双方に聞き、実際の状況と発言していることの違い、利用者と家族の認識の違いなどにも留意する。

利用者・家族からの情報だけでなく、計画作成者が観察した状況についても記載する。

「運動・移動について」欄は、自ら行きたい場所へ様々な手段を活用して、移動できるかどうか、乗り物を操作する、歩く、走る、昇降する、様々な交通を用いることによる移動を行えているかどうかについて確認する必要がある。

「日常生活(家庭生活)について」欄は、家事(買い物調理掃除洗濯ゴミ捨て等)や住居経済の管理、花木やペットの世話などを行っているかについて確認する必要がある。

「社会参加、対人関係コミュニケーションについて」欄は、状況に見合った適切な方法で、人々と交流しているか。また、家族、近隣の人との人間関係が保たれているかどうか。仕事やボランティア活動、老人クラブや町内会行事への参加状況や、家族内や近隣における役割の有無などの内容や程度はどうかについて確認する必要がある。

「健康管理について」欄は、清潔・整容・口腔ケアや、服薬、定期受診が行えているかどうか。 また、飲酒や喫煙のコントロール、食事や運動、休養など健康管理の観点から必要と思われた場合、この領域でアセスメントする。特に、高齢者の体調に影響する、食事・水分・排泄の状況については、回数や量などを具体的に確認する必要がある。

#### ⑤ 「本人・家族の意欲・意向」

各アセスメント領域において確認をした内容について、利用者・家族の認識とそれについての 意向について記載する。例えば、機能低下を自覚しているかどうか、困っているかどうか、それ についてどのように考えているのか等。

具体的には、「○○できるようになりたい」「手伝ってもらえば○○したい。」と記載し、その理由についても確認する。ただし、利用者と家族の意向が異なった場合は、それぞれ記載する。否定的ないし消極的な意向であった場合は、その意向に対し、ただちに介護予防サービス計画等を立てるのではなく、その意向がなぜ消極的なのか、否定的なのかという理由を明らかにすることが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントでは大切である。これは、具体策を検討する際に参考情報となる。

#### (f) 「領域における課題(背景・原因)」

各アセスメント領域において生活上の問題となっていること及びその背景・原因を「アセスメント領域と現在の状況」「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や、実際の面談中の様子、利用者基本情報、主治医意見書、生活機能評価の結果等の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的環境・人的環境、経済状況等の観点から整理し、分析する。その際、基本チェックリストのチェック結果についても考慮する。ここには、現在課題となっていることあるいはその状態でいると将来どのようなことがおこるかなど課題を予測して記載する。結果として、その領域に課題があると考えた場合に「□ 有」に■印を付す。

#### ① 「総合的課題」

前項目で分析した各「領域における課題」から、利用者の生活全体の課題を探すため、直接的な背景・原因だけでなく、間接的な背景・原因を探り、各領域における課題共通の背景等を見つけ出す。そして、利用者にとって優先度の高い順で課題を列挙する。また、課題とした根拠を記載する。例えば、複数の領域それぞれに課題があったとしても、その課題の原因や背景などが同一の場合、統合して記述したほうが、より利用者の全体像をとらえた課題となる。ここには、支援を必要とすることを明確にするために課題だけを記載し、意向や目標、具体策などは記載しない

ここであげる総合的課題に対して、これ以降の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの プロセスを展開するため、優先度の高い順に1から番号を付す。

#### ® 「課題に対する目標と具体策の提案」

「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。この目標は、利用者や家族に対して専門的観点から示す提案である。したがって、本人や家族の意向は入っておらず、アセスメントの結果が現れる部分である。適切にアセスメントがされたかどうかは、この項目と意向を踏まえた目標と具体策を比較すると判断できるため、地域包括支援センターでの確認は、この項目をひとつの評価指標とすることができる。このため、目標は漠然としたものではなく、評価可能で具体的なものとする。

具体策についても、生活機能の低下の原因となっていることの解決につながる対策だけでなく、 生活機能の低下を補うための他の機能の強化や向上につながる対策等、様々な角度から具体策を 考える。

具体的な支援やサービスは、サービス事業や一般介護予防事業、介護保険サービスだけではなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、民間企業により提供される生活支援サービス、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防サービス計画等の目標と支援内容につながっていく。

計画作成者はアセスメントに基づき、専門的観点から利用者にとって最も適切と考えられる目標とその達成のための具体的な方策について提案することが重要である。

⑩ 「具体策についての意向 本人・家族」

計画作成者が提案した「課題に対する目標と具体策」について、利用者や家族の意向を確認して記載する。ここで、専門家の提案と利用者の意向の相違点が確認できる。ここでの情報は、最終的な目標設定を合意する上での足がかりとなる。

合意が得られた場合は、「○○が必要だと思う」「○○を行いたい」等と記載する。合意が得られなかった場合には、その理由や根拠等について、利用者や家族の考えを記載する。

20 「目標」

前項目の利用者や家族の意向を踏まえ、計画作成者と利用者・家族の三者が合意した目標を記載する。当初から「課題に対する目標と具体策」について合意を得られていた場合には、「同左」あるいは「提案どおり」などを記載してもよい。

- ② 「目標についての支援のポイント」 前項目の目標に対して、計画作成者が具体的な支援を考える上での留意点を記入する。 ここには、目標達成するための支援のポイントとして、支援実施における安全管理上のポイントやインフォーマルサービスの役割分担など、様々な次元の項目が書かれることがある。
- ② 「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス (民間サービス)」 保険サービスまたは地域支援事業(総合事業のサービス含む)」

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス(民間サービス)」欄には、本人が自ら取り組むことや、家族が支援すること、地域のボランティアや近隣住民の協力、民間企業により提供される生活支援サービスなどもインフォーマルサービスとして記載する。誰が、何をするのか具体的に記載する。

「介護保険サービスまたは地域支援事業(総合事業のサービス含む)」欄には、予防給付、総合事業のサービス事業や一般介護予防事業等含めた地域支援事業のサービスの内容を記載し、どのサービス・事業を利用するかわかるように○印で囲むものとする。

具体的なサービス内容について、利用者・家族と合意し、目標を達成するために最適と思われる内容については本来の支援として、そのまま記載する。

しかし、サービス内容について利用者・家族と合意できない場合や地域に適当なサービスがない場合は、利用者・家族が合意した内容や適切なサービスの代わりに行う地域の代替サービスを 当面の支援として括弧書きで、サービス内容を記載する。本来の支援の下に、当面の支援を記載 する。

② 「【本来行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」

本来の支援が実施できない場合で、利用者や家族の合意がとれない場合は、本来の支援をできるように働きかける具体的な手順や方針を書く等、その内容の実現に向けた方向性を記載する。また、本来必要な社会資源が地域にない場合にも、地域における新たな活動の創設などの必要性を記載する。

② 「サービス種別」

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス(民間サービス)」「介護保険サービスまたは地域支援事業(総合事業のサービス含む)」の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。

② 「事業所 (利用先)

具体的な「サービス種別」及び当該サービス提供を行う「事業所名(利用先)」を記載する。また、地域、介護保険以外の公的サービスが担う部分についても明記する。

26 「期間」

「期間」は、「支援内容」に掲げた支援をどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する (「〇か月」「〇月〇日~〇月〇日」など記載する)。

なお、「期間」の設定においては要支援者の場合は「認定の有効期間」も考慮するものとする。

また、「支援内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度(一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するか提案があれば記載する。

② 「総合的な方針(生活不活発病の改善・予防のポイント)」

記載された「目標とする生活」や「目標」について、利用者や家族、計画作成者、各サービス 担当者が生活不活発病の改善・予防に向けて取り組む共通の方向性や特別に留意すべき点、チーム全体で留意する点などを記載する。

② 「必要な事業プログラム」

基本チェックリストの該当項目数から、プログラム毎のチェックリストの項目数を分母、該当した項目数を分子として枠内に記入する。また、専門職による短期集中予防サービスを利用する場合は、その判断基準から参加することが望まれると考えられるプログラムの枠内の数字に〇印を付す。

② 「地域包括支援センターの意見・確認印」

居宅介護支援事業者が地域包括支援センターからの委託を受けて行う場合に本欄を使用する。この場合、その介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの最終的な責任主体である当該地域包括支援センターは、介護予防サービス計画等が適切に作成されているかを確認する必要がある。このようなことから、委託された居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画原案等を作成し、介護予防サービス計画書について当該地域包括支援センターの確認を受ける必要があり、その際に、本欄に確認をした当該地域包括支援センターの担当者がその氏名を記載する(当該地域包括支援センターの担当者がその氏名を記載する(当該地域包括支援センターの担当者がサービス担当者会議の終了時に介護予防サービス計画原案等の確認を行っても差し支えない)。

この確認を受けた後に、利用者に最終的な介護予防サービス計画原案の説明を行い、同意を得ることとなる。

(ただし、総合事業における介護予防ケアマネジメントの場合は、そのプロセスによっては、ケアプラン原案としての作成や、サービス担当者会議を省略することもある。)

③ 「計画に関する同意」

介護予防サービス計画原案等の内容を当該利用者・家族に説明を行った上で、利用者本人の同意が得られた場合、利用者に氏名を記入してもらう。この場合、利用者名を記入した原本は、事業所において保管する。

#### 3 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録」

① 「利用者氏名」

当該利用者名を記載する。

② 「計画作成者名」

当該介護予防サービス計画等作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。

③ 「年月日」「内容」

訪問、電話、サービス担当者会議等での連絡や相談、決定事項等があった場合その日付と相談や会議内容、決定事項等の内容を記載する。事業所から報告書等が提出された場合は、ここに添付する。ここでは、事実の記載は最重要事項であるが、その事実に基づき介護予防サービス計画等の修正が必要と考えられた場合などは、記録を残すことも重要である。

#### 4 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表」

① 「利用者氏名」

当該利用者名を記載する。

② 「計画作成者名」

当該介護予防サービス計画等作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を記載する。なお、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務を委託する場合には、担当介護支援専門員名を記載する。

③ 「評価日」

当該介護予防サービス・支援評価を行った日を記載する。

④ 「目標」

当該「介護予防サービス・支援計画書」の目標を記載する。

- ⑤ 「評価期間」
  - 「介護予防サービス・支援計画書」の「期間」欄から期間を転記する。
- ⑥ 「目標達成状況」

評価期間内に目標がどの程度達成できているのか、具体的に記載する。 評価時に、評価期間が終わっていないサービスについてもいったん評価を行い、介護予防サービス計画等を見直す。

- ⑦ 「目標 達成/未達成」
  - 目標を達成した場合には○印、未達成の場合には×印を付す。
- ⑧ 「目標達成しない原因(本人・家族の意見)」

何故、目標が達成されなかったのか、目標の設定の妥当性も含め当該利用者・家族の認識を確認し、原因を記載する。

- ⑨ 「目標達成しない原因(計画作成者の評価)」
  - 何故、目標が達成されなかったのか、利用者・家族の意見を含め、計画作成者としての評価を 記載する。
- ⑩ 「今後の方針」

目標達成状況や目標達成しない原因から、今後の方針について、専門的な観点を踏まえて記載 する。

- ① 「総合的な方針」
  - 今後の支援の総合的な方針について、専門的な観点から方針を記載する。
- ⑩ 「地域包括支援センター意見」

介護予防サービス計画等に対する対象者の状況や事業所等からの報告を受けて、効果が認められた、維持悪化等の判定をし、その根拠も記載する。特に、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務を委託する場合、計画作成者の今後の方針などが適切でない場合は、詳細について意見交換を行い、地域包括支援センターと委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の方針の統一を図る必要がある。

地域包括支援センター意見を参考に今後の方針で該当するものにレ印を付す。

#### 6 鹿屋市地域ケア会議について

## (1)地域ケア会議の目的

鹿屋市では、令和元年度から「自立支援型地域ケア個別会議」を実施しており、リハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等の多職種が協働し、高齢者の抱える個別課題の解決を図るための助言等を行うことで、ケアマネジメントの支援に取り組んでいる。高齢者が抱える個別課題の解決を積み重ねることで、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の把握を行い、社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向けた政策形成につなげることにより、地域で尊厳ある「その人らしい生活」が継続できることを目的にしており、この地域ケア会議の実施については、介護保険法においても定められている。

#### 【介護保険法第115条の48第1項】

市町村は、第145条第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員、その他の関係者及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。

# 【介護保険法第115条の48第2項】

会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(支援対象被保険者)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、**支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする**。

# 【地域支援事業の実施について】

個別ケースを検討する地域ケア会議(地域ケア個別会議)は、地域包括支援センター等が主催し、 医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地 域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、<u>介護等が必要な高齢</u> 者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

(略)

市町村は、個別ケースの検討により共有された**地域課題を地域づくりや政策形成**に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる。

# (2) 地域ケア会議の5つの機能

1	個別課題の解決	・多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決能力を支援するとともに、ケアマネージャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
2	地域包括支援 ネットワークの構築	・高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相 互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
3	地域課題の発見	・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通し た課題を浮き彫りにする機能
4	地域づくり・資源開発	・インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域 で必要な資源を開発する機能
(5)	政策の形成	・地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

# (3) 地域ケア会議の体系図

	地域ケア	個別会議	地域をマとわない公業	地域なる批准会業
	自立支援型	困難事例解決型	地域ケアふれあい会議	地域ケア推進会議
実施者	鹿屋市	地域包括支援センター	鹿屋市	鹿屋市
開催	2回/月程度	随時	随時	2回/年程度
参加者	・高齢福祉課 ・理学療法士 ・作業療法士 ・管理栄養士 ・第2層SC(※) ・主任介護支援専門員 ・社会福祉士 ・保健師 ・薬剤師 ・事例提供者	・本人 ・地域住民 (町内会、民生委員、 在宅福祉アドバイザー 等) ・介護サービス事業所 ・関係機関 (社会福祉協議会、警 察、医療機関 ・行政(市、県) ・地域包括支援セン ター	・高齢福祉課 ・健康増進課 ・第1層 SC (※) ・第2層 SC (※) ・主任介護支援専門員 ・保健師 ・薬剤師	・第1層 SC (※) ・民生委員 ・町内会長 ・医師 等
単 位	個別課題	個別課題	日常生活圏域	市内全域
概要	主に個別課題の解 決を目的とし、自立支 援・重度化防止につい て専門職を交えて協 議する。	個別課題の解決を 目的とし、本人や家族 を含む関係者で、課題 を共有し、今後の支援 の方向性について協 議を行う。	日常生活圏域における相談や自立支援型地域ケア個別会議の案件の進捗状況を確認し、個別事例のモニタリングの実施、地域の特徴や課題の協議を行う。	地域ケアふれあい 会議で明らかになっ た事項等について、市 全域を単位として協 議し、市に地域課題を 解決する政策を提言 する。

※SC:生活支援コーディネーター

#### (4) 自立支援型地域ケア個別会議について

# ①目的

- ・利用者の自立支援・重度化防止を図り、QOLの向上を目指す。
- ・介護支援専門員のケアマネジメントを支援する。
- ・0JT と多職種連携の強化を図る。

#### ②日時

- ・月2回の定期開催(年度当初に1年間のスケジュールを関係者に配付)
- ・15:00~16:30 (事例数に応じて変更)

# ③実施場所

鹿屋市地域包括支援センター

#### 4)対象者

- ・新規の事業対象者(サービス担当者会議前)
- ・鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業利用者(要支援1・2含む)

# ⑤検討時間

- ・1事例に30分を目安
- ・鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業の成功報酬に関する会議は5分程度

# ⑥参加者

## 【司会者】

- 可会者は市町村または、地域包括支援センターが担う。
- 司会者は、事前提供情報に基づき、事例提供者と事例の目標及び生活課題のポイントについて事前打ち合わせを行う。
- 司会者、自立支援型地域ケア個別会議において、出席している助言者から必要な助言を 引き出す。

#### 【記録係】

- 記録係は市町村または、地域包括支援センターが担う。
- 自立支援型地域ケア個別会議において検討された事項について、会議出席者がみえるようにホワイトボード等に記録する。
- 1事例の会議終了5分前及び1分前に呼び鈴等を鳴らし、会議出席者に時間を知らせる。

#### 【市町村】

● 司会者以外の市町村職員も検討する事例に応じて、生活保護や生活困窮者対策の担当者、 障害福祉の担当者等に出席を求める。

# 【地域包括支援センター】

- 地域包括支援センターは事例提出者だけでなく、助言者としての役割も担う。
- 地域包括支援センターからは、保健師又は看護師・社会福祉・主任介護支援専門員の3職種で出席することが望ましい。

# 【助言者】

- 助言者として、対象者の希望や生活行為の課題等を踏まえ、自立に資する助言をする役割を担う。
- 自立支援型地域ケア個別会議において、必要があると認められる資料については、求め に応じて関係者へ配付する。
- 自立支援型地域ケア個別会議に参加する専門職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士または栄養士、歯科衛生士、医師、歯科医師、薬剤師等とする。

#### 【事例提出者】

- 事例提出者は、検討事例のプラン作成担当者とする。随時、介護サービス事業の職員も事例を支援するチームとして参加することもある。
- 事例の生活目標及び支援のポイントについて他の出席者に対して説明を行う。

#### ⑦事例提供の必要様式及び提出期限(〇:必須、△:随時)

		情報収集・資料	斗作成者
必要様式		プラン	介護サービス
		作成担当	事業所
利用者に関する情報	<ul><li>利用者基本情報</li><li>基本チェックリスト</li><li>興味・関心チェックシート</li></ul>	0	
	• 情報提供依頼書		
アセスメント情報	<ul><li>ケアプラン (必要に応じて他アセスメント 様式)</li></ul>	0	
サービス提供情報	• 各事業所における個別援助 計画		Δ
その他	<ul><li>主治医意見書</li><li>薬事表など</li></ul>	Δ	

事例提供者は、事例の必要様式を自立支援型地域ケア個別会議開催の1週間前までに取り揃え、 地域包括支援センター担当へ報告する。地域包括支援センター担当は、1回の会議の事例者数及び 事前情報の進捗情報について市担当へ報告する。

# ⑧個人情報の取り扱い

自立支援型地域ケア個別会議の資料には、個人情報が多く含まれるため、氏名や個人を特定する情報が見えないよう配慮し、自立支援型地域ケア個別会議終了後、事例提供の必要様式を回収する。また、原則として資料の持ち帰りは認めない。

# ⑨自立支援型地域ケア個別会議当日までのスケジュール及び準備事項

	市町村 地域包括支援セン ター	司会者	事例提出者	助言者
会議1週間前	□ 開催日、開催日、開催日、開催日、開催日、関係日の関係者の関係者の連絡 田席者の取り事例の確認		□ 検討事例の アセスメード 介護サーとの 事業所との 打合せ □ 会議資料の 作成 □ ケアプラン 作成	□ 会議出席に 関する連絡
会議3日前	□ 事前情報の個 人情報に関す る配慮及びの 議出席者分の 事前情報資料 の印刷 □ 事前情報を関 係者へ送付	□ 会議資料の 受取 □ 会議資料の 読み込み	□ 資料提出締切 (会議前の木曜 日午前中ま で)	□ 会議資料の 受取 □ 会議資料の 読み込み
会議当日	<ul><li>□ 会場設営(地域包括支援センター担当)</li></ul>			
会議終了後	□ 会議の の 会及の 当 モ 確 括 一 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 で で 後 当 ) に 認 支 担 当 ) に で は と り 地 と り 地 と り 地 と り か ま で し か も か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 会議で 様計ン は関す等 の配付で の配付で の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載

事前資料提出時期については、あくまでも目安であるため事例提供者及び事例によって前後することもあり得るが、自立支援に則した具体的助言を得るために、会議資料の読み込みに要する時間に配慮すること及び事例に不利益が及ばないようにすることが望ましい。